

7月7日は七夕、二十四節季では「小暑」の頃です。梅雨明けが近付き、少しずつ暑さが厳しくなっていく季節。セミも鳴きはじめ、じめじめとした湿気の中に、夏の熱気を感じられるようになる時期という事です。近年は梅雨と夏の境目がわかりにくくなっているように感じますが、これから来る暑さに備えて体調を整えて生活したいですね。

令和5年度改正 電子帳簿保存法について（電子取引）

令和3年度税制改正でも話題になった電子帳簿保存法ですが、全事業者が対応しなければならない「電子取引データ」の保存について、令和5年12月31日までの電子取引データについては「やむを得ない事情がある場合」、紙保存でも可とする「宥恕措置」が取られて来ました。令和6年1月1日以後はどうなるのでしょうか？

【電子帳簿保存法の原則】 保存義務者（申告者）が**電子取引**を行った場合
⇒ **一定の要件に従って電磁的記録を保存しなければならない**（強制適用）

電子取引とは… 「取引情報の授受を電磁的方式により行う取引です。」

具体例：

- ① 請求書や領収書データ（電子メール・クラウド・インターネットのホームページ等を通じて入手したPDFなど）
- ② クレジットカード利用明細データ・交通計ICカードによる支払いデータ
- ③ スマホアプリによる決済データ、ペーパーレス化されたFAX機能を持つ複合機の受信データ など

【宥恕措置と猶予措置】

📅 令和5年12月31日まで

⇒「宥恕措置」≫≫≫ やむを得ない事情がある場合は電子取引データを出力（印刷）・保存で代替可
⇒電子取引の取引情報を、「**一定の保存要件**」に従って**電磁的記録のまま保存**しなければならない

📅 令和6年1月1日以後

⇒「**猶予措置**」≫≫≫ 相当の理由がある場合は一定の保存要件に関わらず電磁的記録の保存可能
⇒「**一定の保存要件**」について**柔軟な対応に変更**

	宥恕措置（令和5年12月31日まで）	猶予措置（令和6年1月1日以後）
電磁的記録	出力書面の保存 = 電磁的記録の保存	・電磁的記録の保存が必要 ・出力書面の保存も必要
摘要要件①	税務署長による「やむえない理由」の認定	税務署長による「相当の理由」の認定
適用要件②	出力書面の提示・提出の求めに対応	電磁的記録のダウンロードの対応及び 出力書面の提示・提出に対応

インターネットがあれば様々な事ができる昨今、電子取引を全く行っていない事業者さんはほんの一握りかと思います。これまでの紙媒体を全てデータ化して、完全に電子帳簿保存法に対応出来ない事業者様も、**電子取引については**上記の対応が必要となりますので、年内にご検討、ご対応されるようにしましょう。



「ふるさと納税」の確認方法

毎年人気のふるさと納税ですが、ふるさと納税でワンストップ特例や確定申告の寄付金控除を行ったあと、その額が税金から差し引かれているかを確認する方法はご存じでしょうか。

下記、①+②がふるさと納税減税額になりますので、住民税の通知が届くこの時期、一度確認してみても良いですね。

① ワンストップ特例を利用された方

6月上旬に自治体から住民税の「納税通知書」、給与所得者は会社から「特別徴収税額決定通知書」を受け取ったかと思えます。



(特別徴収税額決定通知書サンプル)

通知書下部の概要欄に、寄附金税額控除として1つ又は2つの数字が記載されております。この金額がふるさと納税の控除額になります。

または通知書中央部の「税額」欄に「税額控除額」という欄が2つあります。東京都23区であれば特別区民税と都民税、横浜市であれば、市と県という様に分かれております。この2つを足した額から調整控除の2500円を引いた額が、ふるさと納税額から2000円を引いた額となります。(住宅ローンの住民税控除分等、他の税額控除がある場合はその額も税額控除に含まれます)

② 確定申告を利用された方

ふるさと納税額 - 2000円 × 所得税率 × 1.021

※所得税率は課税所得額によって累進税率になっています



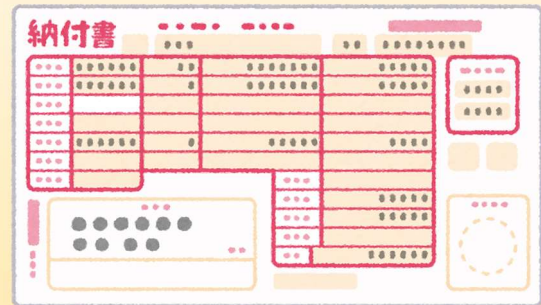
〈納付書の送付の有無について〉

■キャッシュレス納付の利用拡大と納付書

国税庁は令和6年5月以降に送付する分から、下記の法人の方などについて納付書の事前送付を行わないと公表しました。

《事前送付を行わないこととなる方》

- e-Taxにより申告書を提出されている法人
- e-Taxによる申告書の提出が義務化されている法人
- e-Taxで「予定納税額の通知書」の通知を希望された個人
- 「納付書」を使用しない次の手段により納付されている法人・個人
 - …ダイレクト納付 (e-Taxによる口座振替) ・振替納税・インターネットバンキング等による納付・クレジットカード納付
 - ・スマホアプリ納付・コンビニ納付 (QRコード) ⇒コンビニ納付やスマホアプリ納付は納付額30万円以下の場合に限られます



キャッシュレス納付が進む中で社会全体の効率化と行政コストの抑制の為の取り組みとなります。

事業者にとっても、金融機関で並ばずとも納付が出来るので、便利な面もありますが、実務上の理由からどうしても納付書を送付してほしいという場合には、所轄税務署へご連絡すれば、引き続き納付書を送付することとされています。

(源泉所得税の徴収高計算書については、引き続き送付される予定です)



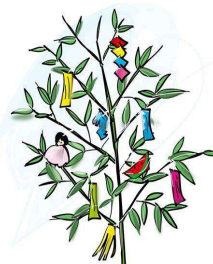
優経税理士法人

～ (経済産業省認定) 経営革新等支援機関です～

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48TOMOS 神楽坂 4階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

✉ ukz@uk-g.co.jp 🌐 http://www.uk-g.co.jp



いつでもお気軽にお問い合わせください。スタッフ一同、心よりお待ちしております。